

## 西条市パブリックコメント手続実施要綱

### (目的)

第 1 条 この告示は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市政への市民参画の機会を拡充するとともに、市民等への説明責任を果たし、もって、公正で開かれた市政の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定過程において、政策等の案その他必要な事項を公表し、市民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 市内に存する学校に在学する者
  - オ パブリックコメント手続に関する事案に利害関係を有すると認められるもの

### (対象)

第 3 条 パブリックコメント手続の対象となる政策等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画
- (2) 市の基本的な方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃に係る案
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要があると認めるもの

### (適用除外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽易なもの
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定に基づく直接

請求により議会に付議するもの

- (3) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの
- (4) 法令等にパブリックコメント手続に準じた手続の定めがあるもの
- (5) 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関その他これに準ずるものが、この要綱に定める手続に準ずる手続を経て報告、答申等を行い、その報告、答申等を受けて実施機関が政策等を策定するもの  
(公表)

第 5 条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、当該政策等の意思決定を行う前に相当な期間を設けて、次に掲げる事項を記載した政策等の案及び必要な関係資料を公表しなければならない。

- (1) 政策等の案の策定に至った背景
- (2) 政策等の案の趣旨、目的その他の内容

2 前項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、市のホームページへの掲載等により行うものとする。

(意見の提出等)

第 6 条 実施機関は、前条第 1 項の規定による公表の日から起算して 30 日以上期間を設けて、当該政策等の案について市民等から意見の提出を受けるものとする。ただし、実施機関の長が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項の意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他実施機関が定める事項を明らかにしなければならない。

(提出された意見の取扱い)

第 7 条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 賛否の結論のみを示したもの
- (2) 西条市情報公開条例（平成 16 年西条市条例第 11 号）第 6 条各号に規定する非公開情報に該当するもの

3 前項の規定による公表に当たっては、意見を提出されたものへの個別の回答

は行わないものとする。

4 実施機関は、提出された意見の内容が類似するものは集約してそれに対する実施機関の考え方を公表することができる。

5 第5条第2項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。